

5. 協議

1) 委員長、副委員長の選出について—設置要綱第5条

委員長（1名）⇒互選（ ）

副委員長（若干名）⇒委員長指名

（ ）（ ）（ ）

2) 部会及び専門班の設置について—設置要綱第7条

構成

◇小学校部会

① 相模小学校及び作谷沢小学校の校長・教頭

② 両校のPTA会長・副会長

③ 両校の教育後援会長

④ 部会長が必要と認める者

◇中学校部会

① 山辺中学校及び作谷沢中学校の校長・教頭

② 両校のPTA会長・副会長

③ 両校の教育振興会長、教育後援会長

④ 部会長が必要と認める者

3) 部会への付託事項について—設置要綱第7条第2項

委員会が部会に対し付託する事項は、以下のとおりとする。

① 設置要綱第2条に規定する所掌事務のうち、第1号から第5号に定める事項にかかる調査、検討、協議。

② 設置要綱第2条第6号に規定する、その他、委員長が必要と認めた事項にかかる調査、検討、協議。

4) 部会長、副部会長の選出・報告について—設置要綱第7条第3項

◇小学校部会

部会長（1名）⇒教職員のうちから（ ）

副部会長⇒部会長指名・互選

（ ）（ ）（ ）

◇中学校部会

部会長（1名）⇒教職員のうちから（ ）

副部会長⇒部会長指名・互選

（ ）（ ）（ ）

5) その他